詳細条件審査型一般競争入札（フレックス工期による契約方式）の実施に係る掲示

標記について、参加を希望する者は下記により競争参加資格確認申請書等を提出されたく掲示する。

1　掲　示　日　　平成 30 年 12 月 11 日（火）

2　掲示責任者　　独立行政法人都市再生機構中部支社　支社長　菅沼　明

3　担 当 支 社　　〒460－8484　愛知県名古屋市中区錦三丁目 5 番 27 号
独立行政法人都市再生機構中部支社
総務部経理課　電話 052－968－3314

4　工 事 概 要

(1)　工 事 名　３０－支－白鳥パークハイツ日比野東他インターホン設備修繕その他工事

(2)　工事場所　愛知県名古屋市熱田区大宝一丁目１４番他

(3)　工事内容　①インターホン設備修繕工事一式
②共用灯修繕工事一式
③屋外灯修繕工事一式

対象団地：①白鳥パークハイツ日比野東、白鳥パークハイツ大宝、アーバニア千代田（3 団地、5 棟、758 戸）
②・③上飯田第二（1 団地、3 棟、1048 戸）

(4)　工　　期　　平成 31 年 3 月 7 日から平成 31 年 10 月 2 日まで(当初設定工期)

※本工事の工事着工日については、契約締結日の翌日から工事着工期限日（平成 31 年 5 月 5 日）までの間で落札者が選択できることとする。

※落札者は、契約締結日前に入札説明書の別添 1「フレックス工期による契約方式の試行に係る取扱要領」に定める工事着工日通知書を機構に提出することとし、工事着工日から起算し実施工事期間(210 日間とする(実施工事期間には準備工事を含み、工事着工日の設定による日・祝日の増減は考慮しない。)。）を加えた工期を契約工期とする。

(5)　工事の実施形態

①　本工事は、申請書及び資料の受付の際に「企業の技術力」及び「施工計画」等に関する資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。

②　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。

③　本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。

④　本工事は、フレックス工期による契約方式（受注者が一定の期間内で工事着工日(工事

の始期日をいう。）を選択することができ、書面によりこれが明確になっている契約方式）の試行工事である。

(6)　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う（ファイル容量及び種類によっては電子入札システムで資料を提出できないことがある。この場合、以下に示す提出方法及び提出期限を厳守の上、資料を提出すること。）。なお、電子入札により難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。（様式は機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできる。）

5　競争参加資格

(1)　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。

(2)　当機構中部地区における平成 29・30 年度の一般競争参加資格について、電気工事Ａ等級の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部支社長（以下「支社長」という。）が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再審査により、電気工事Ａ等級の再認定を受けていること。）。

(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4)　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から４に示した工事（以下「本工事」という。）の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(5)　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。

(6)　当機構中部支社発注工事の工事成績について、下記７(2)の提出期限日前１年以内の期間において 60 点未満のものがないこと。

(7)　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

(8)　平成 28 年４月１日以降に当機構が中部地区で発注した工事種別「電気」において調査基準価格を下回った価格をもって工事を契約し、工事成績評定に 68 点未満がある者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）で、当機構が発注した工事種別「電気」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、調査基準価格を下回った価格で工事を契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

(9)　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
（詳細については、機構ホームページ→ 入札・契約情報→ 入札心得、契約関係規定→ 入札関連様式及び標準契約書等→ 標準契約書等について→ 別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）。

(10)　総合評価に係る「施工計画」等の資料が不足なく、適切に記述され提出されていること。

(11)　平成 20 年 4 月 1 日以降(平成 20 年 4 月 1 日以降で申請書の提出期限の日の前日までに工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限る。）に、同種の工事の元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。)。

なお、同種の工事とは、次の要件を満たす工事とする。

ＲＣ造又はＳＲＣ造の新規共同住宅に係る電気設備工事、又はＲＣ造又はＳＲＣ造の居住中の共同住宅に係る電気設備修繕工事とする。

ただし、請負金額が 500 万円（消費税込み）以上の工事とする。

(12)　配置予定技術者の資格・工事経験

次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。ただし、建設業法第 26 条第 3 項及び建設業法施行令第 27 条第 1 項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。

なお、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の関係が 10km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事(原則として 2 件程度)を管理できる。

①　建設業法の許可業種に係る技術者の資格を有する者であること、かつ、監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

②　平成 20 年 4 月 1 日以降（平成 20 年 4 月 1 日以降で申請書の提出期限の日の前日までに工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限る。）に元請として、上記(11)に掲げる本工事と同種の工事の従事経験を有する者であること。

なお、工事着工（現場施工に着手する日）から竣工（完成検査の日）までの全ての期間に従事していること。

③　配置予定技術者は、競争参加希望者と直接的かつ、恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、申請書及び資料の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

(13)　低入札価格調査の対象となった者は、下記の条件を満たすこと。

・上記（12）に示す監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者を１名以上追加配置できること。

・追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認ができる書類を添付して報告できること。

(14)　低入札価格調査対象工事となった場合、施工体制計画及び工事費内訳書の算出根拠等（材料費、機械経費、労務費等の内訳、共通仮設費及び諸経費の内訳、下請予定業者・納入業者の見積書又は取引実績等）の提出を求めることがあるので、これに応じること。

(15)　以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該業務を履行していない建設業者でないこと。

・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出の義務

6　総合評価に係る事項

(1)　入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は、入札説明書の別添 2「評価項目、評価基準及び得点配分等について」のとおりとする。

なお、設計図書(設計図、現場説明書、保全工事共通仕様書等)に規定されている取組みや一般的な取組み、及び具体的・効果的な内容ではない提案には評価点は付与しない。

(2)　総合評価の方法

(1)の入札の評価に関する基準に示す評価項目の取組み等が適切又は一般的なものには標準点 100 点を与え、さらに優れた取組み等に上記（1）により加算点（最大 20 点）を与える。

・評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格

(3)　落札者の決定方法

入札参加者は「価格」と「企業の技術力」、「配置予定技術者」及び「施工計画」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、 上記(2)によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。また、評価値の最も高い者が 2 者以上ある時は、くじ引きにより落札者となる者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(4)　提案項目の評価

提案項目の評価については、「評価する（加点)」、「評価せず（加点しない・実施判断は受注者による)」、「不適切（実施不可)」に区分し、入札前に通知することとする。

(5)　評価内容の担保

①　落札者の提示した「施工計画」のうち、「評価する」とした項目については、全て契約内容となるものであり、契約後、速やかに「施工計画の履行に係る覚書」を取り交わすものとする。

②　施工計画書の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書に基づく、瑕疵の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害賠償を請求するものとする。

③　入札時に「評価する」とした項目について、履行状況から受注者の責により実施されないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、程度に応じて最大２０点を減ずるものとする。

7　入札手続等

(1)　設計図面及び現場説明書等（ＣＤ－Ｒデータ）の交付方法及び期間

設計図面及び現場説明書等は、ＣＤ－Ｒデータにより無償にて交付する。ただし、発送に

係る費用は、交付希望者の負担とする。交付を希望する場合は、添付している「図面等交付申込書」を下記の受付期間中にＦＡＸにて送付し、申し込むこと。ＦＡＸ受領日より、３営業日後までに到着するように独立行政法人都市再生機構中部支社コピーセンター受注業者「株式会社ヤマイチテクノ」から着払い便にて発送する（土曜日、日曜日及び祝日は、営業日として数えない)。３営業日を過ぎても到着しない場合は、電話にて確認すること。

ＦＡＸ受付期間：　平成 30 年 12 月 11 日（火）から平成 31 年 1 月 7 日（月）まで
ただし、上記期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 9 時 30 分から午後 5 時まで（但し、平成 31 年 1 月 7 日（月）は、午後 4 時まで)

ＦＡＸ番号等：　独立行政法人都市再生機構中部支社　総務部経理課
ＦＡＸ：052-968-3295
ＴＥＬ：052-968-3314

(2)　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

提出期間：　平成 30 年 12 月 11 日（火）から平成 31 年 1 月 7 日（月）まで
ただし、上記期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 4 時（但し、正午から午後 1 時の間は除く。）まで

提出場所：　電子入札システムによる場合は、上記３に同じ。

提出方法：　申請書及び資料は、電子入札システムで提出すること。
ただし、やむを得ない事由により、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、担当者に事前連絡を行った上、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受付けない。
紙入札方式による場合は、下記に提出する。
（提出場所）
愛知県名古屋市中区錦三丁目 5 番 27 号 錦中央ビル７階
独立行政法人都市再生機構中部支社
住宅経営部設備技術課　電話 052－968－3165

(3)　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①　入札の締切日時及び入札書の提出方法

締切日時：　平成 31 年 2 月 26 日（火）　午後 3 時まで

提出方法：　電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記３に記載の場所に持参するものとする。郵送又は電送によるものは受け付けない。

②　開札の日時及び場所

日　　時：　平成 31 年 2 月 27 日（水）　午前 10 時

場　　所：　愛知県名古屋市中区錦三丁目 5 番 27 号 錦中央ビル６階
独立行政法人都市再生機構中部支社　総務部経理課

(4)　本工事において、入札に参加する者が関係法人１者だった場合は、当該手続きを中止し、再公募を実施する。

8　その他

(1)　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　　免除

②　契約保証金　　納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(2)　入札の無効

本掲示に示した競争参加資格の無い者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3)　落札者の決定方法　　上記６(3)による。

(4)　上記６(3)ただし書きに該当し、入札（見積）心得書第９条第２項に定める低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を入札説明書の別紙-2 確認書として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

(5)　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　　無し

(6)　平成29・30年度の一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記５(2)に掲げる平成29・30年度の一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記７(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、下記のとおり事前に一般競争参加資格の申請を行った上、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

提出期間：　平成30年12月11日（火）から平成30年12月25日(火)まで
ただし、上記期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時（但し、正午から午後1時の間は除く。）まで

提出場所：　上記３に同じ。

提出方法：　一般競争参加資格の申請書の提出は、提出場所へ持参又は郵送することにより行うものとし、電送によるものは受け付けない。

(7)　詳細は、「入札説明書」による。

(8)　申請書及び資料に関する問い合わせ先

①　申請書及び資料について

独立行政法人都市再生機構中部支社　住宅経営部設備技術課

電話 052－968－3165

②　平成29・30年度の一般競争参加資格・電子入札システムについて

独立行政法人都市再生機構中部支社　総務部経理課

電話 052－968－3314

(9)　独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

契約情報の公表については、入札説明書の別紙-1「独立行政法人が行う契約情報の公表について」を参照のこと。

以　上

図　面　等　交　付　申　込　書

申込日：平成　　年　　月　　日

<table>
<tr><td colspan="2">工事件名</td><td>３０－支－白鳥パークハイツ日比野東他インターホン設備修繕その他工事</td></tr>
<tr><td rowspan="4">申込者</td><td>貴社名</td><td></td></tr>
<tr><td>御住所
（送付先）</td><td>〒</td></tr>
<tr><td>御連絡先
（電話番号）</td><td></td></tr>
<tr><td>御担当者名</td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

申込先　　独立行政法人都市再生機構中部支社
総務部経理課
Fax　０５２－９６８－３２９５
Tel　０５２－９６８－３３１４